

医 薬 発 0529第 1 号
令 和 6 年 5 月 29 日

各 $\left(\begin{array}{l} \text{都 道 府 県 知 事} \\ \text{保 健 所 設 置 市 長} \\ \text{特 別 区 長} \end{array} \right)$ 殿

厚 生 労 働 省 医 薬 局 長
(公 印 省 略)

毒物及び劇物指定令等の一部改正について（通知）

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第196号。以下「改正政令」という。）及び毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第91号。以下「改正省令」という。）が令和 6 年 5 月 29 日に公布されましたので、下記に御留意の上、貴管内市町村、関係団体等に周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、その実施に遺漏のないようお願いいたします。

なお、同旨の通知を一般社団法人日本化学工業協会会長、全国化学工業薬品団体連合会会長、日本製薬団体連合会会長、公益社団法人日本薬剤師会会長、一般社団法人日本化学製品輸出入協会会長及び一般社団法人日本試薬協会会長宛てに発出することとしている旨、申し添えます。

記

第 1 改正政令の内容について

1 次に掲げる物を新たに劇物に指定した。

4-クロロ-2-フルオロ-5-[(RS)-(2,2,2-トリフルオロエチル)スルフィニル]フェニル=5-[(トリフルオロメチル)チオ]ペンチル=エーテル（別名フルペンチオフエノツクス）及びこれを含有する製剤

2 劇物として指定されていた次に掲げる物を劇物から除外した。

(1) 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤のうち、1-(3-クロロ-4,5,6,7-テトラヒドロピラゾロ[1,5-a]ピリジン-2-イル)-5-[(シクロプロピルメチル)アミノ]-1H-ピラゾール-4-カルボニトリル（別名シクロピラニル）及びこれを含有する製剤

(2) 「2-イソプロピル-4-メチルピリミジール-6-ジエチルチオホスフェイト

(別名ダイアジノン) を含有する製剤。ただし、2-イソプロピル-4-メチルピリミジル-6-ジエチルチオホスフェイト5% (マイクロカプセル製剤にあつては、25%) 以下を含有するものを除く。」のうち、2-イソプロピル-4-メチルピリミジル-6-ジエチルチオホスフェイト (別名ダイアジノン) を、マイクロカプセル製剤として30%以下含有する製剤

3 施行期日

令和6年6月1日から施行する。ただし、2については、公布日から施行する。

4 経過措置等

- (1) 今回新たに劇物に指定した物については、既に製造、輸入及び販売されている実情に鑑み、改正政令の施行日 (令和6年6月1日) において、現にその製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者については、令和6年8月31日までは、毒物及び劇物取締法 (昭和25年法律第303号。以下「法」という。) 第3条 (禁止規定)、第7条 (毒物劇物取扱責任者) 及び第9条 (登録の変更) の規定は適用しない。また、新たに劇物に指定した物のうち、改正政令の施行日において、現に存するものについては、令和6年8月31日までは、法第12条 (毒物又は劇物の表示) 第1項 (法第22条第5項において準用する場合を含む。) 及び第2項の規定は、適用しない。
- (2) 今回新たに劇物に指定した物について、現に製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者に対しては、速やかに登録を受け、毒物劇物取扱責任者を設置するとともに、適正な表示を行うよう指導されたい。また、改正政令の施行日において、現に存する物に関しても、法第12条第3項 (毒物又は劇物の表示)、第14条 (毒物又は劇物の譲渡手続)、第15条 (毒物又は劇物の交付の制限等)、第15条の2 (廃棄)、第16条 (運搬等についての技術上の基準等) 等に関する経過措置は定められておらず、これらの規定は施行日から適用するため、関係業者に対して適切に指導されたい。

第2 改正省令について

- 1 次に掲げる物を農業用品目販売業者が取り扱うことができる劇物に指定した。

4-クロロ-2-フルオロ-5-[(R S)-(2, 2, 2-トリフルオロエチル)スルフィニル]フェニル=5-[(トリフルオロメチル)チオ]ペンチル=エーテル (別名フルペンチオフェノックス) 及びこれを含有する製剤

- 2 次に掲げる物を農業用品目販売業者が取り扱うことができる劇物から除外した。

「2-イソプロピル-4-メチルピリミジル-6-ジエチルチオホスフェイト (別名ダイアジノン) を含有する製剤。ただし、2-イソプロピル-4-メチルピリミジル-6-ジエチルチオホスフェイト5% (マイクロカプセル製剤にあつては、25%) 以下を含有するものを除く。」のうち、2-イソプロピル-4-メチルピリミジル-6-ジエチルチオホスフェイト (別名ダイアジノン) を、マイクロカプセル製剤とし

て30%以下含有する製剤

3 施行期日

令和6年6月1日から施行する。ただし、2については、公布日から施行する。

第3 その他

- (1) 改正政令及び改正省令の新旧対照表については別添、今般、劇物に指定された物及び劇物から除外された物の性状、毒性等については以下を参考とされたい。

令和5年度第4回薬事・食品衛生審議会薬事分科会資料（資料3 毒物劇物部会について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_36932.html

- (2) パブリックコメントにおいて寄せられた意見の概要とそれに対する回答の全体は以下のとおりであるので、適宜参考にされたい。

「毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令案」に関する意見募集の結果について

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=495230349&Mode=1>

「毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令案」に関する意見募集の結果について

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=495230350&Mode=1>

○ 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令 新旧対照条文
毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）（抄）

改 正 後			改 正 前		
（劇物） 第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。 一 九の二 （略） 十 ニーイソプロピル―四―メチルピリミジル―六―ジエチルチオホスフェイト（別名ダイアジノン）を含有する製剤。ただし、ニーイソプロピル―四―メチルピリミジル―六―ジエチルチオホスフェイト五%（マイクロカプセル製剤にあつては、三〇%）以下を含有するものを除く。 十の二 二十八の十四 （略） 二十八の十五 四―クロロ―ニ―フルオロー五―「（RS）―（二・二・ニ―トリフルオロエチル）スルフィニル」フェニル―五―「（トリフルオロメチル）チオ」ペンチル―エーテル（別名フルペンチオフェノックス）及びこれを含有する製剤 二十八の十六 （略） 二十九 三十一の三 （略） 三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。 （1） 31 （略） （32） 一―（三―クロロ―四・五・六・七―テトラヒドロピラゾロ「一・五―a」ピリジン―ニ―イル）―五―「（シクロプロピルメチル）アミノ」―一―H―ピラゾール―四―カルボニトリル（別名シクロピラニル）及びこれを含有する製剤 （33） 3 （略）			（劇物） 第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。 一 九の二 （略） 十 ニーイソプロピル―四―メチルピリミジル―六―ジエチルチオホスフェイト（別名ダイアジノン）を含有する製剤。ただし、ニーイソプロピル―四―メチルピリミジル―六―ジエチルチオホスフェイト五%（マイクロカプセル製剤にあつては、二五%）以下を含有するものを除く。 十の二 二十八の十四 （略） （新設） 二十八の十五 （略） 二十九 三十一の三 （略） 三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。 （1） 31 （略） （新設） （32） 3 （略）		

（傍線部分は改正部分）

2 三十三、百十
(略) (略)

2 三十三、百十
(略) (略)

○ 毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文
毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）（抄）

改 正 後		改 正 前	
別表第一（第四条の二関係） 劇物		別表第一（第四条の二関係） 劇物	
一〇四の二（略）		一〇四の二（略）	
五 ニーイソプロピル―四―メチルピリミジル―六―ジエチル チオホスフェイト（別名ダイアジノン）及びこれを含有する 製剤。ただし、ニーイソプロピル―四―メチルピリミジル― 六―ジエチルチオホスフェイト五％（マイクロカプセル製剤 にあつては、三〇％）以下を含有するものを除く。		五 ニーイソプロピル―四―メチルピリミジル―六―ジエチル チオホスフェイト（別名ダイアジノン）及びこれを含有する 製剤。ただし、ニーイソプロピル―四―メチルピリミジル― 六―ジエチルチオホスフェイト五％（マイクロカプセル製剤 にあつては、二五％）以下を含有するものを除く。	
五の二〇十一の七（略）		五の二〇十一の七（略） （新設）	
十一の八 四―クロロ―二―フルオロ―五―「（R S）」―「（二 ・二・二―トリフルオロエチル）スルフィニル」フエニルⅡ 五―「（トリフルオロメチル）チオ」ペンチルⅡエーテル（ 別名フルペンチオフェノックス）及びこれを含有する製剤		十一の八・十一の九（略）	
十一の九・十一の十（略）		十一の八・十一の九（略）	
十二〇六十七（略）		十二〇六十七（略）	

（傍線部分は改正部分）

(事務局次長)

第二条 事務局に、事務局次長三人以内を置く。

2 事務局次長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

3 事務局次長は、事務局長を助け、局務を整理する。

(参事官)

第三条 事務局に、参事官五人以内を置く。

2 参事官は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

3 参事官は、命を受けて、局務を分掌し、又は局務に関する重要事項の審議に参画する。

(事務局長等の勤務の形態)

第四条 事務局長、事務局次長及び参事官は、その充てられる者の占める関係のある他の職が非常勤の職であるときは、非常勤とする。

(本部の組織の細目)

第五条 この政令に定めるもののほか、本部の組織に関し必要な細目は、内閣総理大臣が定める。

(本部の運営)

第六条 本部の運営に関し必要な事項は、船舶活用医療推進本部長が本部に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律の施行の日(令和六年六月一日)から施行する。

(職員の退職管理に関する政令の一部改正)

2 職員の退職管理に関する政令(平成二十年政令第三百八十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一内閣の項中「特定複合観光施設区域整備推進本部に置かれる事務局」を「特定複合観光施設区域整備推進本部に置かれる事務局」に改める。

推進本部に置かれる事務局

(特定秘密の保護に関する法律施行令の一部改正)

3 特定秘密の保護に関する法律施行令(平成二十六年政令第三百三十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「認知症施策推進本部」の下に「、船舶活用医療推進本部」を加える。

内閣総理大臣 岸田 文雄

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和六年五月二十九日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第百九十六号

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令

内閣は、毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三十三号)別表第二第九十四号及び第二十三条の五の規定に基づき、この政令を制定する。

毒物及び劇物指定令(昭和四十年政令第二号)の一部を次のように改正する。

政令第百九十七号

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入

国管理に関する特例法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律(令和五年法律第五十六号)の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

政令第百九十七号

御 名 御 璽

令和六年五月二十九日

内閣総理大臣 岸田 文雄

第二条第一項第十号ただし書中「二五%」を「三〇%」に改め、同項中第二十八号の十五を第二十八号の十六とし、第二十八号の十四の次に次の一号を加える。

二十八の十五 四一クロロ二一フルオロー五「(RS)ー(二・二・二トリフルオロエチル)スルフィニル」フェニル五「(トリフルオロメチル)チオ」ペンチルエーテル(別名フルベンチオフェノックス)及びこれを含有する製剤

第二条第一項第三十二号中(187)を(188)とし、(32)から(186)までを(33)から(187)のように加える。

(32) 一「(三ークロロ四・五・六・七ーテトラヒドロピラゾロ「二・五ーa」ピリジン二ーイル)ー五「(シクロプロピルメチル)アミノ」ー一ヒーピラゾール四ーカルボニトリル別名シクロピラニル)及びこれを含有する製剤

附 則

(施行期日)

1 この政令は、令和六年六月一日から施行する。ただし、第二条第一項第十号ただし書及び第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第二条第一項第二十八号の十五に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、令和六年八月三十一日までは、毒物及び劇物取締法(次項において「法」という。)第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、令和六年八月三十一日までは、法第十二条第一項(法第二十二条第五項において準用する場合を含む。)及び第二項の規定は、適用しない。

厚生労働大臣 武見 敏三

内閣総理大臣 岸田 文雄

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和六年五月二十九日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第百九十七号

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入

国管理に関する特例法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律(令和五年法律第五十六号)の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

政令第百九十七号

御 名 御 璽

令和六年五月二十九日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第百九十七号

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入

国管理に関する特例法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律(令和五年法律第五十六号)の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

政令第百九十七号

御 名 御 璽

令和六年五月二十九日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第百九十七号

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入

国管理に関する特例法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律(令和五年法律第五十六号)の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

政令第百九十七号

御 名 御 璽

令和六年五月二十九日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第百九十七号

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入

○厚生労働省令第九十号
毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二百六十一号）第三十七条の規定に基づき、毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
令和六年五月二十九日
厚生労働大臣 武見 敬三

毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令
毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）の一部を次のように改正する。
別記第一号様式を次のように改める。
別記第1号様式（第1条関係）

製造所（営業所）		所在地	
		名	称
製造（輸入）品目	類	別	化学名（製剤にあつては、化学名及びその含量）
	備考		

上記により、毒物劇物の製造業の登録を申請します。
年 月 日

住所（法人にあつては、主たる事務所）
の所在地
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

都道府県知事 殿

- （注意）
- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
 - 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
 - 3 製造（輸入）品目欄には、次により記載すること。
 - (1) 類別は、法別表又は毒物及び劇物指定令による類別によること。
 - (2) 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤については、化学名欄に「有機シアン化合物」と記載すること。
 - (3) 原体の小分けの場合は、その旨を化学名の横に付記すること。
 - (4) 製剤の含量は、一定の含量幅を持たせて記載して差し支えないこと。
 - (5) 品目の全てを記載することができないときは、この欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

別記第四号様式を次のように改める。

別記第4号様式（第4条関係）

登録番号及び登録年月日	所在地	
	名	称
製造（輸入）品目	類	別
	化学名（製剤にあつては、化学名及びその含量）	
毒物劇物取扱責任者	氏	名
	住	所
備考		

上記により、毒物劇物の製造業の登録の更新を申請します。
年 月 日

住所（法人にあつては、主たる事務所）
の所在地
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

都道府県知事 殿

- （注意）
- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
 - 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
 - 3 製造（輸入）品目欄には、次により記載すること。
 - (1) 類別は、法別表又は毒物及び劇物指定令による類別によること。
 - (2) 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤については、化学名欄に「有機シアン化合物」と記載すること。
 - (3) 原体の小分けの場合は、その旨を化学名の横に付記すること。
 - (4) 製剤の含量は、一定の含量幅を持たせて記載して差し支えないこと。
 - (5) 品目の全てを記載することができないときは、この欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
 - (6) 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤について登録の更新を行う場合は、当該登録の更新前までに製造（輸入）した実績のある有機シアン化合物の品目（化学名）の全てを別添として提出すること。

別記第十号様式を次のように改める。
別記第10号様式（第10条関係）
毒物劇物 製造業 登録変更申請書

登録番号及び登録年月日		所在地	
製造所（営業所）		名	称
新たに製造（輸入）する品目	類別	化学名（製剤にあつては、化学名及びその含量）	
備考			

製造業の登録の変更を申請します。
年 月 日

住所〔法人にあつては、主たる事務所
の所在地
（法人にあつては、名称及び代表
氏名（者の氏名）

都道府県知事 殿

（注意）

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 新たに製造（輸入）する品目欄には、次により記載すること。
 - (1) 類別は、法別表又は毒物及び劇物指定令による類別によること。
 - (2) 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤については、化学名欄に「有機シアン化合物」と記載すること。
 - (3) 原体の小分けの場合は、その旨を化学名の横に付記すること。
 - (4) 製剤の含量は、一定の含量幅を持たせて記載して差し支えないこと。
 - (5) 品目の全てを記載することができないときは、この欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

附 則

- 1 （施行期日）
この省令は、令和六年十月一日から施行する。
- 2 （経過措置）
この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○厚生労働省令第九十一号

毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第四条の三第一項の規定に基づき、毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年五月二十九日

厚生労働大臣 武見 敬三

毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令
（毒物及び劇物取締法施行規則の一部改正）

第一条 毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）の一部を次の表のように改正する。

改 正 後		改 正 前
別表第一（第四条の二関係） 劇物 一〇十一の七（略） 十一の八 四クロロ一二フルオロー 五―〔RS〕―（二・二・二―トリフル ロエチル）スルフィン―〔フエニ ル―五―（トリフルオロメチル）チオ― ペンチル―エーテル（別名フルペンチ オフエノツクス）及びこれを含有する 製剤 十一の九・十一の十（略） 十二の六十七（略）		別表第一（第四条の二関係） 劇物 一〇十一の七（略） （新設） 十一の八・十一の九（略） 十二の六十七（略）

第二条 毒物及び劇物取締法施行規則の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
別表第一（第四条の二関係） 劇物 一〇四の二（略） 五―二―イソプロピル―四―メチルピリ ミジル―六―ジエチルチオホスフエイ ト（別名ダイアジノン）及びこれを含有 する製剤。ただし、二―イソプロピ ル―四―メチルピリミジル―六―ジエ チルチオホスフエイト五％（マイクロ カプセル製剤にあつては、三〇％）以 下を含有するものを除く。 五の二の六十七（略）	別表第一（第四条の二関係） 劇物 一〇四の二（略） 五―二―イソプロピル―四―メチルピリ ミジル―六―ジエチルチオホスフエイ ト（別名ダイアジノン）及びこれを含有 する製剤。ただし、二―イソプロピ ル―四―メチルピリミジル―六―ジエ チルチオホスフエイト五％（マイクロ カプセル製剤にあつては、二五％）以 下を含有するものを除く。 五の二の六十七（略）

附 則

この省令は、毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（令和六年政令第百九十六号）の施行の日から施行する。ただし、第二条の改正規定は、公布の日から施行する。